製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組 (3R+Renewable)を促進するための措置を講じます。

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を 一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。
 - ▶ プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ▶ ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等

2. 個別の措置事項

製浩

【環境配慮設計指針】

● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ▶認定製品を国が率先して調達する(グリーン購入法上の配慮)とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援 を行う。



<付け替えボトル>

販売

提供

【使用の合理化】

●ワンウェイプラスチックの提供事業者(小売・サービス事業者など)が取り組むべき判断基準を策定する。 ▶主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



〈ワンウェイプラスチックの例〉

排出

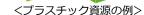
リサ

イク

ル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- ●プラスチック資源について、市区町村による**容リ法 ルートを活用した再商品化**を可能にする。容り法の 指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。
- 回収 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチッ ク資源の再商品化計画を作成する。
 - ▶主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包 等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能 に。再商品化実施者は廃棄物処理法の**業許可が不要** に。



【製造・販売事業者等による自主回収】

- ●製造・販売事業者等が製品等を自主回 収・再資源化する計画を作成する。
 - ▶主務大臣が認定した場合に、認定事業者 は廃棄物処理法の業許可が不要に。



<店頭回収等を促進>

【排出事業者の排出抑制・再資源化等】

- ●排出事業者が排出抑制や再資源化等の 取り組むべき判断基準を策定する。
 - ▶主務大臣の指導・助言、プラスチック を多く排出する事業者への 勧告・公 表・命令を措置する。
- 排出事業者等が再資源化事業計画を作 成する。
- ▶主務大臣が認定した場合に、認定事 業者は廃棄物処理法の業許可が不要に

■: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー



プラスチック資源循環促進法の概要(設計・製造段階)



- プラスチック使用製品製造事業者等向けに、構造・材料を設計指針として明示。 すべてのプラスチック使用製品が対象。
- プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

(1)構造	①減量化	②包装の簡素化
	③長期使用化・長寿命化	④再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用
	⑤単一素材化等	⑥分解・分別の容易化
	⑦収集・運搬の容易化	⑧破砕・焼却の容易化
(2)材料	①プラスチック以外の素材への代替	②再生利用が容易な材料の使用
	③再生プラスチックの利用	④バイオプラスチックの利用
(3) 製品のライフサイクル評価		
(4)情報発信及び体制の整備		
(5)関係者との連携		
(6) 製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守		

- 同種の製品と比較して特に優れた製品の設計について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。
- 設計認定を受けるに当たって適合すべき事項

設計認定に係る適合基準は、設計指針に即す前提で、製品分野ごとに項目及び基準を別に策定。

- (1)製品分野ごとに別に定める項目について、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的 に評価及び評価結果等の公表。
- (2) 製品分野ごとに別に定める基準への適合。